



「赤い羽根 子どもと家族の緊急支援 全国キャンペーン」
(新型コロナウイルス感染症の影響により日常生活に困難を抱える子どもと家族の支援活動)
山梨県共同募金会 助成要項

1. 趣 旨

令和2年4月7日に、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた緊急事態宣言が発出され、4月16日には対象が全都道府県に拡大されました。

本県においても、各地の小・中・高等学校、特別支援学校が臨時休校となり、地域の子どもたちとその家族をめぐる生活課題が、長期化、深刻化していくことが強く憂慮される事態となっています。

そこで、全国の共同募金会ならびに中央共同募金会とともに、「赤い羽根 子どもと家族の緊急支援 全国キャンペーン」(新型コロナウイルス感染症の影響により日常生活に困難を抱える子どもと家族支援活動)(以下「全国キャンペーン」)を協働実施することとなりました。

この全国キャンペーンをとおして、山梨県内で困りごとを抱える子どもたちとその家族を支えるため、助成公募を実施します。

2. 実施主体

社会福祉法人 山梨県共同募金会

3. 助成内容

(1) 助成対象団体等

- ①こども食堂や学習支援など、山梨県内の子どもやその家族に対する支援活動の実績がこれまでにある民間非営利団体であることを要件とします。法人格の有無は問いません。(団体が活動するうえで最低限必要である会則等が整備されていることが必要です。)
- ②中央共同募金会が実施した「臨時休校中の子どもと家族を支えよう緊急支援助成事業」助成決定団体においては、助成の活動・精算報告書を中央共同募金会へ提出済みであることを要件とし、申請を行うことが可能です。

(2) 助成対象事業

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、日常生活に困難を抱える子どもとその家族を緊急的に支援する活動を対象とします。
- ②令和2年5月13日(水)から令和2年6月30日(火)までに実施される活動を対象とします。
- ③令和2年5月13日(水)以降の活動であれば、申請時より前に開始された活動も対象とします。

④団体が行っている通常の活動は対象外とします。

⑤新型コロナウイルス感染症の影響に係る緊急支援活動として、困りごとを抱える家庭の子どもたちとその家族を支援することを目的に展開している活動で、その目的に対して活動の効果や緊急性があること、その活動に伴う経費の必要性があることが、助成申請書から読み取れることを助成要件とします。

(3) 助成対象経費

助成決定した活動を実施するために使用した、下記〔1〕～〔5〕の費用を対象とします。

〔1〕 食材や消耗品を購入した費用

〔2〕 活動に使用した会場の賃借料や水道光熱費

※但し、団体及び団体関係者が所有する会場を使用した場合は、対象外とします。

〔3〕 食品やお弁当等の配送費や配達する際の燃料費

〔4〕 食品の配付やお弁当などの配食、学習支援などに伴う備品等資機材費

〔5〕 学習プリントの作成やチラシ作成などの印刷費

〔5〕 ボランティア行事用保険料

〔6〕 その他、本会が適当と判断したもの

(4) 対象外経費

以下の経費は全て対象外とします。

〔1〕 講師やボランティアへの謝金、人件費

〔2〕 ボランティア活動保険料

〔3〕 単発のイベント等優先度が低いと判断される活動に係る経費

〔4〕 補助金などの公的費用や他の助成金が充てられる費用

〔5〕 助成対象活動期間外に支出した費用

〔6〕 その他、本会が不適當と判断したもの

(5) 助成額 1団体あたり助成上限額は30万円です。

※申請数及び募金実績によって申請額どおりに配分できないことがあります。

※募金実績額等によって、助成金額が増加する場合があります。

4. 申請方法および助成決定等

(1) 別紙1「助成申請書」に必要事項を記入の上、申込期限までに山梨県共同募金会へ添付書類と共に提出を行ってください（メールでの提出可）。

(2) 申請期限：令和2年5月22日（金）

(3) 必要書類：助成申請書、役員名簿、会則・定款、令和元年度事業報告書・令和元年度決算書または団体の活動実績がわかる書類など

【備品購入の場合】見積書の写し、カタログ等の写しも添付すること。

※インターネットの場合はホームページ等の印刷でも可。

- (4) 助成金の決定は、山梨県共同募金会から「助成金決定通知書」を交付し、行うものとしします。
- (5) 助成決定団体は、活動終了後、1ヵ月以内に別紙2事業完了報告書および領収書、納品書（備品整備の場合）のコピーを山梨県共同募金会あて提出いただきます。
- (6) 助成決定団体が次の項目の一つでも該当するときは、助成金の全額若しくは一部を山梨県共同募金会に返還していただきます。
- [1] 経理状況が極めて不良と認められるとき
 - [2] 経理上不都合ありと認められるとき
 - [3] 助成決定後事業を一部休止又は廃止したとき
 - [4] 助成金を指定された事業以外に使用したとき
 - [5] 事実と相違した助成申請又は使途報告を行ったとき
 - [6] その他、山梨県共同募金会が不相当と認めたとき

(7) スケジュール（予定）

- 5月13日（水）助成申請受付開始
- 5月22日（金）助成申請締切
- 5月29日（金）助成決定、助成金決定通知書送付
- 6月10日（水）助成金送金完了
- 6月30日（火）助成を受けた活動期間終了
- 7月31日（金）助成を受けた活動に係る報告完了

問い合わせ先

社会福祉法人山梨県共同募金会

〒400-0022 甲府市北新 1-2-12

TEL: 055-254-8685 FAX: 055-254-8684

E-mail: toiawase@akaihane-yamanashi.jp